

公的年金から個人住民税を天引きする特別徴収制度が始まります

税務課市民税係 ☎ 5147

公的年金受給者の納税の利便性向上、個人住民税（市民税・県民税）徴収の効率化を図るため、公的年金所得にかかる個人住民税を公的年金から天引きする制度が平成二十一年度から開始されます。

■対象となる人

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払いを受けた人で、特別徴収する年度の初日（四月一日）に老齢基礎年金等の支払いを受けている六十五歳以上の人が対象となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は特別徴収の対象となりません。

- ① 老齢基礎年金等の給付額の年額が十八万円未満の場合
- ② 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付額の年額を超える場合

■対象となる税額

公的年金等所得にかかる所得割額および均等割額

■対象となる年金

老齢基礎年金等

- 徴収方法
- ① 特別徴収制度が開始される平成二十一年度または新たに特別徴収の対象となった

② 前年度特別徴収だった人の二年目以降の徴収方法

徴収方法	納税者本人で納付（普通徴収）		年金から天引き（特別徴収）		
	前	半	後 半		
年 度	1 期（6 月）	2 期（8 月）	10 月	12 月	2 月
年 金 支給月	年税額の				
税 額	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

● 年金所得のほかに、給与所得・事業所得がある人は徴収方法が三種類になる場合もあります

徴収方法	年金から天引き（特別徴収）		
	前半（仮徴収）		
年 度	4 月	6 月	8 月
年 金 支給月	前年度後半の特別徴収税額の		
税 額	1/3	1/3	1/3

市税の電子申告が始まります

市では 12 月から、地方税電子申告システム（eLTAX：エルタックス）を利用した、インターネットによる市税の電子申告サービスを開始します。

■電子申告のメリット 地方税の申告を自宅などからインターネットを通じて簡単にできます。複数の地方公共団体への申告も 1 回のデータ送信で行えます（eLTAX に参加している地方公共団体に限ります）。

■利用できる税金 個人住民税（給与支払報告書等）、法人市民税、固定資産税（償却資産）

■受付開始 12 月 15 日（初めて利用する際は利用届出が必要です）

※詳しくは、地方税電子化協議会ホームページをご覧ください。eLTAX ホームページ <http://www.eltax.jp/>

税務課市民税係 ☎ 23-5147

住民税の住宅借入金等特別税額控除

所得税から住宅借入金等特別税額控除が引ききれなかった場合、その分を翌年度の住民税から控除できます。

■対象 平成 11 年から平成 18 年までに入居し、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている人で、平成 19 年以降の所得税における住宅借入金等特別税額控除額が所得税額から引ききれなかった人

■受付期間 平成 21 年 1 月 5 日（日）～ 3 月 16 日（日）

■手続き方法 それぞれのケースに合わせて住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。

所得税の確定申告をする人▶税務署または市役所へ所得税の確定申告をしない人▶源泉徴収票を添付して税務課市民税係、各総合支所市民税務課へ。（住宅借入金等の年末残高を忘れずに控えてください）

※申告期間前にお越しいただくようご協力をお願いします。

「e - T A X」をご利用ください インターネットを利用して所得税、法人税、消費税などの申告や各種届出ができます。電子申告で所得税の確定申告書を提出すると、初回に限り所得税額から 5,000 円を控除することができます。手続き方法等、詳しい内容については、e - T A X ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）を参照、または古川税務署へお問い合わせください。

古川税務署 ☎ 22-1711

■長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

高齢者医療の負担が軽減されます

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設に伴い、医療負担が増えるケースについて、次のように見直されます。

見直し①

現役並み所得者（医療機関窓口の自己負担が 3 割の人）の判定基準の見直し

世帯構成や収入状況が変わらないにもかかわらず、夫婦（夫、妻とも七十歳以上である場合）のどちらかが長寿医療制度に移行したことで、今年八月から病院などの窓口での自己負担が一割から三割になるケースがあります。これは、収入判定単位が複数世帯から単身世帯に変わったためです。こうしたケースについては、平成二十一年一月一日から従来どおりの「一割負担に据え置き」になります。

日を迎え長寿医療制度の被保険者となる場合、誕生月の高額療養費の自己負担限度額が、これまで加入していた医療保険（国保や社会保険等）と長寿医療制度それぞれの限度額を支払い、実質的に二倍になるという問題がありました（例 現状、参照）。

こうした誕生月の負担増を解消するため、平成二十一年一月一日から、これまで加入していた医療保険と長寿医療制度の自己負担限度額がそれぞれ本来の二分の一となります（例 見直し、参照）。

また、社会保険（国保組合を含む）等の本人が七十五歳になり長寿医療制度に移行し、その被扶養者が国保を取得した場合においても、加入月の国保の自己負担限度額は二分の一となります。

なお、平成二十年四月一日にさかのぼり適用されますが、具体的な手続きについては現在検討中ですので、該当する人には分かり次第お知らせします。

継続

七十歳から七十四歳の人の医療機関窓口での自己負担の軽減

七十歳から七十四歳で病院などの窓口での自己負担が

例）昭和 9 年 1 月 12 日生まれの人が自己負担区分が一般で入院の場合

【現状】		74 歳		75 歳	
区 分	12 月	1 月 11 日まで	1 月 12 日から	2 月	
国 保	自己負担額 44,400 円	自己負担額 44,400 円	自己負担額 44,400 円	自己負担額 44,400 円	
長寿医療			自己負担額 44,400 円		
自己負担額計	44,400 円	88,800 円	44,400 円		
【見直し】		74 歳		75 歳	
国 保	自己負担額 44,400 円	自己負担額 22,200 円	自己負担額 22,200 円	自己負担額 44,400 円	
長寿医療			自己負担額 22,200 円		
自己負担額計	44,400 円	44,400 円	44,400 円		

■ 75 歳誕生日以外（70 ～ 74 歳、75 歳以上）

区 分	窓口負担	自己負担限度額	
		外来（個人）	外来＋入院（世帯合算）
現役並み所得者	3 割	44,400 円	80,100 円＋ 1%（※1） （44,400 円）（※2）
一般	1 割	12,000 円	44,400 円
低所得者（住民税非課税）	II	8,000 円	24,600 円
	I		15,000 円

■ 75 歳誕生日

区 分	窓口負担	自己負担限度額	
		外来（個人）	外来＋入院（世帯合算）
現役並み所得者	3 割	22,200 円	40,050 円＋ 1%（※1） （22,200 円）（※2）
一般	1 割	6,000 円	22,200 円
低所得者（住民税非課税）	II	4,000 円	12,300 円
	I		7,500 円

* 1 医療費総額が 267,000 円（75 歳誕生日は 133,500 円）を超える分について 1%を負担。

* 2 （ ）内は年 4 回以上該当した場合の 4 回目以降の負担額。

注）この特例は個人ごとの限度額で、世帯で合算する場合は 75 歳誕生日以外の限度額が適用になります。

担継続の被保険者証」を郵送します。

■問い合わせ

保険給付課（西庁舎二階）

各総合支所市民税務課

松 山

三 本 木

鹿 島 台

岩 出 山

鳴 子

田 尻

☎ 23 6 0 5 1

☎ 55 2 1 1 2

☎ 52 2 1 1 2

☎ 56 7 1 1 4

☎ 72 1 2 1 2

☎ 82 2 0 1 9

☎ 39 1 1 1 4